

農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応方向

総合評価（政策ニーズに対応した統計の作成と利用に推進）

項 目	委員意見の概要	対応方向
【12】政策評価の結果	「8 評価の観点」で、必要性、効率性、有効性の3つの観点から評価を行ったことが記載されています。「12政策評価の結果」に効率性と有効性を記載したほうが良いのではないかと【緒方委員】	12にも必要性、効率性、有効性の3点について記載します。
評価書全体について	「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の第10条の1 項1～7号について記載されていますが、10条の順番どおりに記載したほうが分かりやすいのではないかと【緒方委員】 タイトルの横の「（法第10条第1項第○号）」を消す方法でも良いのではないかと【南島委員】	タイトルの横の「（法第10条第1項第○号）」を削除します。
【7 政策の具体的内容】	評価期間が令和3年度～令和7年度なのに、平成18年度や平成22年の古いことが記載されています。評価期間のことを記載したほうが良いのではないかと【緒方委員】	評価期間のことを追記します。
評価書全体について	文章が長く、分かりにくいと【緒方委員】 例えば7(1)などは5行もあり内容が分からない。センテンスを短くしてはどうかと【緒方委員】	評価書全体について、センテンスを短くし、論点ごとに整理するなど可読性を向上させます。一方、11「政策効果の把握の手法及びその結果」は、評価結果の根拠を示す箇所であるため、説明に必要な記載は維持しつつ表現を整理して記載します。
評価書全体について	総合評価という方式を取っているのか、何が課題なのかを明確に記載し、それにどう対応したのかということのかいたほうが分かりやすいのではないかと【南島委員】	人員減少等、課題についても整理し記載します。